

これまでの議論を踏まえた中間整理案
(第1回検討会を踏まえた論点(残り)に係るもの以外)

1 エビデンスに基づいた対策の推進(論点1関係)

- ・ 労働災害統計の基となる労働者死傷病報告について、災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるよう見直すべき。また、統計処理を容易にするため更なるデジタル化を進めるべき。
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、必要な体制を構築した上で、転倒・腰痛の減少をアウトカムとする調査・研究を総合的に推進していくべき。
- ・ 「労働安全衛生調査」等も活用して、労働者死傷病報告のみでは収集できない情報(事業場における取組、労働者の意識に係る情報等対策に必要な情報)も収集・分析していく必要がある。

2 安全衛生教育の在り方、関係者の意識改革(論点2関係)

- ・ 労働者への雇入時教育等の安全衛生教育やその責任者への教育については、業界の実態も踏まえ、一定時間の座学等の既存の手法にとらわれず、アプリ等も活用した効率的・効果的な実施方法を提示していくべき。
- ・ 新たな教育ツール等の作成に当たっては、行政においてこれまでに様々なツールを作っているものの活用されていない理由(業種 mismatches 等も含む)も分析した上で作成する必要がある。
- ・ 転倒・腰痛災害による経済的損失等の「見える化」を図り、企業や業界にとって経営上対処すべき課題であることとの認識が深まるよう取り組むべき。その際、労災保険の情報を基に実休業日数等についても「見える化」を図るべき。
- ・ 転倒・腰痛等の労働災害の防止の取組が経営上のメリットになることを事業者に訴求していくことも必要。
- ・ 健康経営等の関連施策と連携し、健康経営優良法人認定に向けた支援や周知の強化を図ることにより、企業における取組を促進するべき。
- ・ 取組が進むよう、ナッジの活用等行動経済学の観点からの研究を進め、手法として取り込んでいくべき。

3 労働者の健康づくり等(論点5関係)

- ・ 事業場において理学療法士等も活用して労働者の身体機能の維持改善を図ることは有用であり、国はそのための支援体制を拡充するべき。
- ・ 若年期から運動やスポーツを通じて筋肉量や持久力などを維持していくことが必要。このため、スポーツ庁と連携してスポーツの習慣化を進めることも有用。
- ・ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒(・腰痛)災害の発生に影響する身体的要因のスクリーニング(リスクを自覚させること)も必要(前提として労働者の不利益取り扱いに繋がらないような仕組みが必要)。

4 中小企業等事業者への支援(その他)

- ・ 労働力の更なる高齢化を見据え、身体機能の低下を補う設備・装置の導入等について、中小企業等事業者を国が引き続き支援していく必要がある。